

# 西東京市 第 2 次基本構想・基本計画案

中間のまとめ（案）

平成 25 年 4 月 20 日

# 目 次

<b>第 2 次基本構想（案）</b> .....	<b>1</b>
1. 策定の趣旨 .....	1
2. 計画のフレーム .....	2
3. わたしたちの望み〔基本理念〕 .....	3
4. 理想のまち〔将来像〕 .....	4
5. まちづくりの課題 .....	7
6. まちづくりの方向 .....	10
<b>基本計画総論（案）</b> .....	<b>19</b>
1. 計画の位置づけ .....	21
2. 計画の期間 .....	21
3. 計画の指標 .....	22
4. 今後のまちづくりに関する意見 .....	25
5. 計画を推進するために .....	30
6. 計画体系図 .....	32
7. 計画の読み方 .....	34

平成 25 年 4 月 20 日

## 第 2 次基本構想（案）

平成 25 年 4 月 20 日

## 1. 策定の趣旨

西東京市第2次基本構想は、平成16（2004）年3月に策定した第1次基本構想の理念や施策を踏まえつつ、今後10年の西東京市のめざすべき将来像を描き、まちづくりをさらに一步前へ進めるために策定するものです。

わが国の社会経済情勢はこの10年で大きく変動しました。平成20（2008）年のリーマンショックによる世界的な景気の低迷やその後の円高による国際競争力の低下、長引くデフレや経済の停滞などによる税収の減少、生活保護世帯の増加や超高齢社会の到来による社会保障経費の増大などの影響を受け、国と地方の財政は一段と厳しい状況となっています。

こうした変化の激しい時代にあって、わたしたちのまち西東京市をさらに住みよいまちとして次世代に引き継いでいくことは、今を生きるわたしたちの責任です。

そのため、第2次基本構想の策定にあたっては、市民とともにこれまで10年間共有した深い思いである基本理念と理想のまち（将来像）は、まちづくりの礎であるとともに次のステージへの指針であると考え、これを継承します。

さらに、東日本大震災の教訓から得た地域の助けあい・支えあいや絆の大切さを踏まえた上で、多様化する市民ニーズや新たな課題の解決へ向けた取組を着実に推進させることで、みんなの輝きを次世代につなぐまちづくりを進めます。

平成23（2011）年8月に地方自治法の一部を改正する法律の施行により市町村の基本構想策定の義務づけが廃止されましたが、市の長期的なビジョンを示す必要性は変わりません。

今後も、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、基本計画と一体的に示した上で推進を図ります。

## 2. 計画のフレーム

### (1) 計画期間と目標年次

基本構想は、平成26（2014）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年次とします。

### (2) 想定人口

平成35（2023）年度における想定人口は、おおむね19万8千人とします。

本市の人口は、昭和55（1980）年以降一貫して増加してきました。国勢調査データによると、昭和55（1980）年に158,234人であった人口は、30年後の平成22（2010）年に196,511人となり、38,277人（24.1%）の増となっています。今後は平成27（2015）年に200,374人に増加した後、減少に転じ、目標年次における平成35（2023）年における人口予測は197,990人と推計されています。

〔「西東京市人口推計調査報告書」(平成23年12月)より〕

### (3) 土地利用について

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、面積 15.85 平方キロメートルで、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅（保谷、ひばりヶ丘）と西武新宿線の3駅（東伏見、西武柳沢、田無）があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたり、戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地については、公園・緑地などの整備を図りながら良好な住環境を確保します。

また、駅周辺などの住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地については、活力あるまちとして発展させるため、商工業やサービス業などの経済に寄与する企業や商店の建物などの集積を図るなど、地域ごとの特性を活かした土地利用を進めます。

なお、詳細な土地利用の方針などについては、都市計画マスタープランで定める地域別構想に基づき、地域に即したきめ細やかなまちづくりを進めていきます。



### 3. わたしたちの望み〔基本理念〕

## やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

第1次基本構想では「住む地域とのつながり」をもち、「一人ひとりがいきいきと輝く」ことはどのような姿なのかを考えました。

それは「まちを楽しむ」ことで、まちを知り、住むまちに誇りや愛する気持ち生まれ、「やさしさ」やコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づく状態であるとして、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としました。

第2次基本構想では、「やさしさ」や、「ふれあい」、「まちを楽しむ」ことは、これからの西東京市にとってどうあるべきか考えました。

「やさしさ」や人と人との「ふれあい」は、東日本大震災の教訓として再認識した、地域の助けあい・支えあい、人と人との絆の大切さなど、お互いを思いやるころを培い、地域における強い力になります。

また、わたしたちが「まちを楽しむ」ことで、さらに一步踏み出して「みんなでまちをつくる」ことに参画し、みんなが輝き魅力あるまちを築くことで、その誇りを次世代へとつないでいきたいと思います。

このような思いから、第2次基本構想においても、『**やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ**』をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

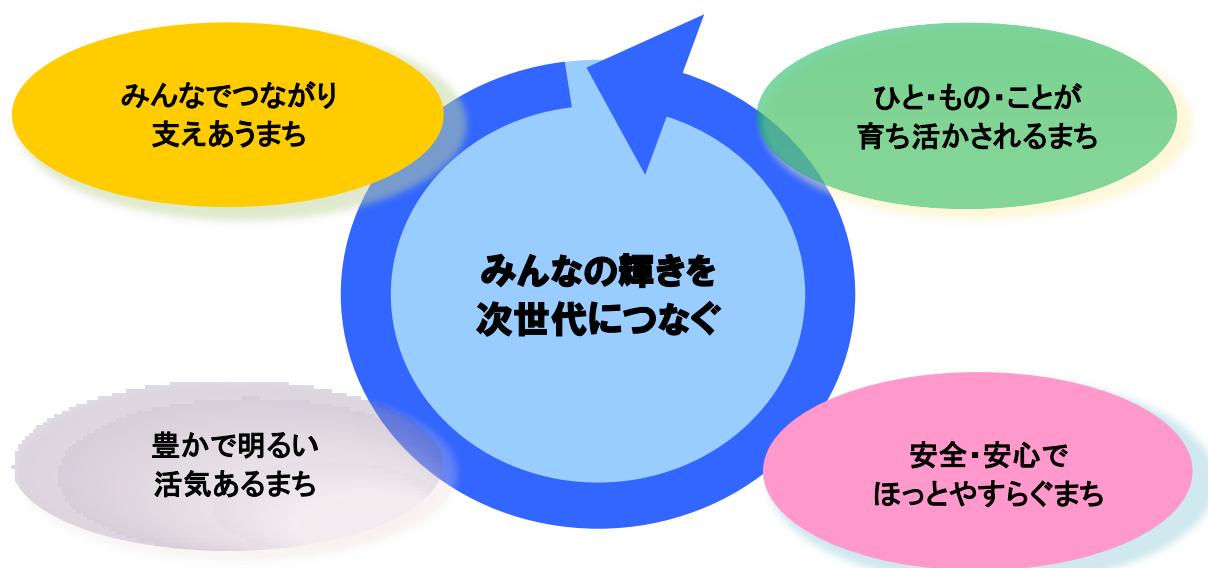
## 4. 理想のまち〔将来像〕

『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』とした、基本理念をかなえるために、4つの理想のまち（将来像）として掲げます。

- みんなでつながり支えあうまち
- 豊かで明るい活気あるまち
- 安全・安心でほっとやすらぐまち
- ひと・もの・ことが育ち活かされるまち

このまちに暮らすことが、次世代へと続く誇りとなるために「みんなの輝きを次世代につなぐ」という気持ちを大切に、すべての人々が笑顔で輝く4つの理想のまち（将来像）をめざします。

### － 4つの理想のまち〔将来像〕 －



## 理想のまち〔将来像〕

### 《みんなでつながり支えあうまち》

みんなでつながり支えあうまちは、日常적으로お互いが助けあい、支えあい、活かしあって、みんながいきいきと暮らしていくことができます。そして、そこに暮らす人々がお互いを理解し、いつまでもその地域で暮らし続けたいと感じるようになります。

まちには行政だけではうまく解決できないさまざまな課題があります。例えば、みどりの保全や循環型社会実現のための取組、子どもや高齢者などの見守りの取組や地産地消の取組などの課題に対しては、みんなのつながりと支えあいが大切な力となります。

この支えあいの活動においては、市民、企業、地域コミュニティ、NPO、行政などのすべての存在が大事な担い手であり、サポーターとなります。

それぞれがあらゆる可能性を広げつつ、つながることによって協働が推進され、個人ではなしえなかったような大きな力を生み出すことも可能です。この力は、次の新たな力となって輝くことにつながります。

### 《豊かで明るい活気あるまち》

豊かで明るい活気のあるまちは、新しい何かが生まれるという、わくわくするような期待感が満ちあふれており、人や企業、情報、ものが集まり、にぎやかな人の往来が生まれます。

そこには、通勤・通学する人、農業や商売に励む人、買い物やスポーツを楽しむ人、自然や文化に親しむ人など、さまざまな目的でまちを楽しむ人が集い、それらの人たちが互いに交流したり、情報を交換することで、新たな発見やまちの魅力を生み出すことにもつながります。

そのようなまちの姿に近づくためには、人や企業、団体などが自由に活動できるよう、利便性の高い公共交通や道路が整備され、商店街や商業施設、暮らしに必要なサービスを提供する施設やしくみなどが整い、活気ある産業が根づいていることが必要です。

また、さまざまな人が気軽に集える空間があることや、人を引きつけるまちの魅力をアピールすることも大切です。

### 《安全・安心でほっとやすらぐまち》

安全・安心でほっとやすらぐまちは、生活にやすらぎや快適さを感じることができます。樹林・樹木・農地などのみどりに心が癒され、散歩道をぶらりと歩いて季節の移り変わりを感じ、地域の自然などの新たな発見をすることもできます。散歩に疲れたら、子どもの声が聞こえる公園でひと休みし、近所の人たちとおしゃべりをするなど、人と人の交流も生まれます。商店街では、親しい人と一緒に買物をしたり、行きつけの店の人との会話を楽しむこともできます。また、市民が集える施設では、市民同士が共通の話題で気軽に話すことができ、市民の多様な交流が生まれます。

そのようなまちに近づくには、心やすらぐ自然環境、安全なまちなみや道路、安心できる住環境、市民が集える環境などを整備するとともに、犯罪を生み出しにくい環境づくりや防災・減災のための地域のしくみをつくる必要があります。

ほっとやすらぐまちをつくるためには、自然環境や都市機能の整備だけでなく、そこに暮らす人々のコミュニケーションやふれあいを深める取組を進めていくことが大切です。

### 《ひと・もの・ことが育ち活かされるまち》

ひと・もの・ことが育ち活かされるまちは、さまざまな市民がお互いの立場を認めあいつつ、生きがいをもって働き、学び、日々の暮らしを楽しむことができます。

わたしたちの生活には、**家族**、友人や仲間などの「ひと」、通勤・通学のための交通基盤や道路網、憩いの場や学習の場、身近で活動するための施設、農地や商店街や商店、文化芸術や歴史資源といった「もの」、趣味や学習をする機会、スポーツ・レクリエーションする機会、人との交流の機会、ボランティア活動する機会などの「こと」が必要不可欠です。ひと・もの・ことのそれぞれがバランスを保ちながら、育ち活かされることで、そこに暮らす人々の生活はよりいきいきとしたものになります。

まちを楽しむ「こと」から始めて、みんながまちづくりや自分たちの住んでいる地域のことに興味をもち、今ある「もの」を活かしつつ新しい「もの」を生み出し、自分たちのまちを良くしようという気持ちをみんながもてるような「ひと」との交流を深める新たなしくみが必要です。

子どもから高齢者まで、市民みんなが生きがいと誇りをもっていきいきと暮らすことができ、だれもが人として、市民として、地域の中で活かされ、力を発揮できるまちづくり、環境づくりを進めていくことが大切です。

## 5. まちづくりの課題

第2次総合計画基本構想の計画期間（10年間）を見据え、市を取り巻く環境や今後の変化を踏まえたまちづくりの課題を以下のとおり整理し、その解決・改善に向けた総合計画基本構想を策定します。

### ■ 地域コミュニティの再構築

自治会・町内会などの地縁組織・地域活動が衰退する傾向にあり、これまで地域が担っていた支えあい・助けあいなどの相互支援の機能や互助のしくみは弱体化が進んでいます。

しかし、東日本大震災では、人の生命や生活を守るためには、地域の絆や支えあい・助けあいが何より大切だと再認識する機会となりました。また、地域福祉の推進や、地域の中での子ども・高齢者などの見守り、高齢者の生きがいを促すための地域参加を進める上でも、地域のつながりを活性化していく必要があります。

有事の際や地域課題を解決する上で、地域コミュニティでの多様な組織団体との連携の強化や行政機関同士の横の連携の強化が重要です。

地域の活動に関する情報の提供や啓発活動などにより自治会・町内会などの地縁組織を活性化するとともに、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPOなどが連携して、自助・共助や相互扶助による地域課題解決のためのしくみづくりを進めることによる地域コミュニティの再構築が必要です。

### ■ 地域の自立と行財政改革の推進

本市は、合併に伴う財政支援や職員定数の削減などを進め、財政効果を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。しかし、特例的な財政支援が段階的に縮減する中、社会経済情勢の変化や厳しい雇用情勢などの影響もあり、人口は増加したものの市税収入は伸び悩んでいます。

さらに、年々増加する社会保障関係経費、新たな課題への取組や多様化する市民ニーズへの対応など、財政の硬直化は今後いっそう進むことが想定されています。

また、地方分権改革の進展による「地域のことは、地域が決める」という取組が進み、地域の自主性、自立性は増大する中、これまで以上に戦略的な市政運営が求められており、行政と市民との役割分担、政策立案の視点、「自助・共助・公助」のあり方やその必要性を見直しつつ、厳しい財政状況のもとで安定した行政運営を進めるためには、限られた行政資源（予算・人員）を重要な施策に重点的に配分する「選択」と「集中」によるさらなる行財政改革を推進する必要があります。

また、合併時からの課題である公共施設の適正配置・有効活用についても、市域全体を見渡した上で、必要性や機能性などを検討し、計画的に対応する必要があります。

## ■ 少子高齢化への対応と協働によるまちづくり

本市における 14 歳以下の年少人口は、平成 23（2011）年時点の 25,310 人から平成 35（2023）年には 21,770 人（14%減）にまで大きく減少する見込みです。その一方で、65 歳以上の高齢者は、平成 23（2011）年時点の 40,668 人から平成 27（2015）年の 48,158 人に急激に増加した後、ゆるやかな増加傾向となり、平成 35（2023）年には 50,377 人まで増加すると予測されています。高齢者の人口に対する割合（高齢化率）は、平成 23（2011）年の 20.5%から平成 35（2023）年には 25.4%に達するとされています。

このように、本市において少子高齢化がさらに進むことが予測されており、子どもを育てやすく、高齢者なども安心して暮らせる環境の整備が必要です。また、障害者の方たちが地域で自立して生活するための環境を整備するなど、支えを必要とする人も助けあいながら積極的に社会に参加し、いきいきと暮らせるまちづくりを推進することが大切です。

本市では、市民参加の機会を積極的に提供することで、市民との協働によるまちづくりを推進してきました。地域社会に対する市民の参加意識の高揚は、NPO や市民活動団体などの公共的なサービスの担い手の誕生につながり、さまざまな活動が実施されています。今後も NPO や市民活動団体などによる活動が展開され、市民とともにまちづくりを進めていくことが求められます。

## ■ みどりの保全と低炭素社会づくりの推進

本市は、都心に近いながらも、農地や屋敷林などが残されており、比較のみどりに恵まれています。都市開発などが進み、みどりは年々減少傾向にあります。

住宅都市である本市におけるみどりは、市民にいきいきとやすらぎを与えるばかりでなく、地域の生態系を守り、ひいては地球レベルの環境問題の解決にも寄与する貴重な資源であるため、今後も引き続き保全に努める必要があります。

一方、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など、身近な環境問題だけでなく、地球温暖化などの地球規模での環境問題が深刻化しています。地球温暖化への取組については、国や東京都において二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の削減をめざした、低炭素社会づくりを打ち出しています。

本市では、市民や団体、事業者などが一体になった取組を進めているところですが、今後も省資源・省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及など、低炭素型のライフスタイルへの転換を進めることが求められます。

## ■ 都市基盤整備と防災・防犯対策の推進

本市では、幹線道路などの整備水準が低いことから、通過車両が住宅地などに入り込むなどの問題があります。幅員の狭い生活道路は、歩行者や自転車にとって危険であり、防災面や緊急時の対応にも課題がありますが、都市計画道路は、交通の円滑化、快適な歩行空間の確保、通過車両の流入抑制、防災性の向上などの多様な機能をもっています。このような都市計画道路をはじめ、生活道路を含めた体系的な道路の整備が求められています。また、長期的な取組として、危険な踏切を解消し、一体的なまちづくりを進めるため、連続立体交差化などについての検討が求められています。

雨水溢水（いっすい）対策については、近年、市内の浸水被害は減少していますが、未だ集中

豪雨による浸水、冠水箇所は報告されており、引き続き計画的な雨水管整備や貯留施設などの整備が求められています。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や、今後、南関東地域での直下型地震の発生が懸念されていることもあり、市民の安全・安心に対する意識は高まっています。

インフラ施設や建築物の耐震化などの都市基盤整備を進めることで、災害に強いまちづくりをめざすとともに、公助による防災対策だけではなく、市民や団体などが行政や関係機関と連携し、地域ぐるみで自助や共助による防災対策を推進する必要があります。

また、近年、振り込め詐欺などの犯罪が複雑化かつ深刻化しており、地域ぐるみで子どもや高齢者の見守りを充実するなど、市民や関係機関と連携した地域犯罪を発生させない防犯対策を推進する必要があります。

### ■ 地域に根ざし、市民生活を支える産業の振興と地域経済の活性化

世界的な経済の停滞や東日本大震災による消費活動や生産活動への制約は、本市の地域経済にも少なからず影響を及ぼしています。市内の事業活動の停滞は、税収の減少だけではなく、市民生活や雇用などにも影響があると考えられます。そのため、市内の産業振興や市内で起業しやすい環境の整備などにより、市内事業者の数を増やして税収増につなげるとともに、新たに雇用を生み出し、地域経済を活性化することが求められています。

その場合、本市の住宅都市としての特性を考慮し、住民と共存共栄できる産業施策となるよう留意するとともに、農業・商業・工業の連携強化による相乗効果も発揮できるような本市としての特色あるまちづくりを行っていくことが望まれています。

### ■ まちの魅力の向上と内外へのアピール

区部に隣接し都心に近い本市は、通勤・通学に便利で、比較的多くのみどりが残る住みやすい住宅都市として発展してきました。また、多くのNPOや市民活動団体の主体的な活動が盛んであるとともに、複数の大学や企業が立地しており、これらの地域資源は本市の誇る特徴となっています。

まちの魅力を向上させることは、そこに暮らす人々に元気を与えるとともに、多くの人が訪れることでにぎわいが生まれ、新たな「まちの顔」が生まれます。

市民や事業者、大学などとの連携により、地域の情報発信を強化する中で、まちの魅力を内外にアピールし、市内に存在する多くの価値（ひと・もの・こと）を高めるとともに、地域経営の視点で新しい価値を発見する必要があります。



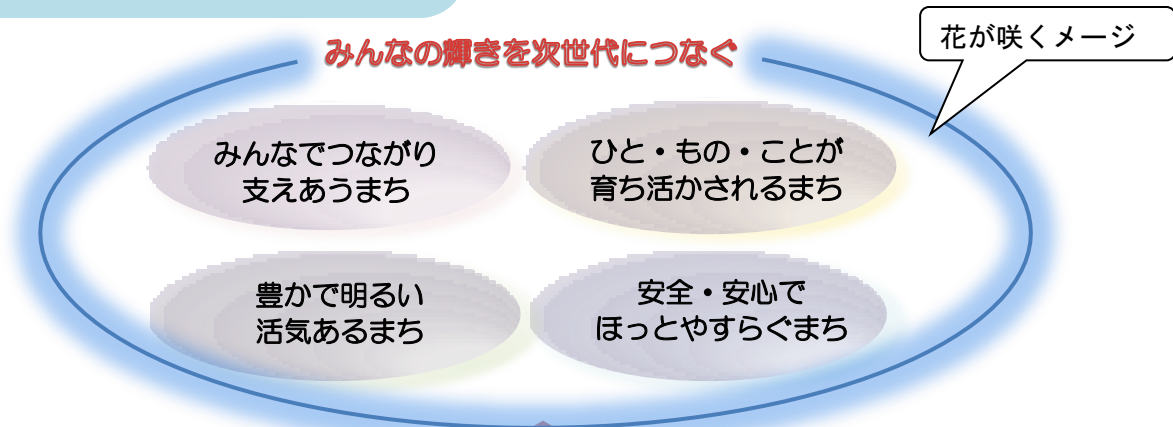
## 6. まちづくりの方向

「わたしたちの望み〔基本理念〕」及び「理想のまち〔将来像〕」を踏まえ、「まちづくりの課題」を解決するため、6つのまちづくりの方向と13の分野を次のとおり位置づけます。

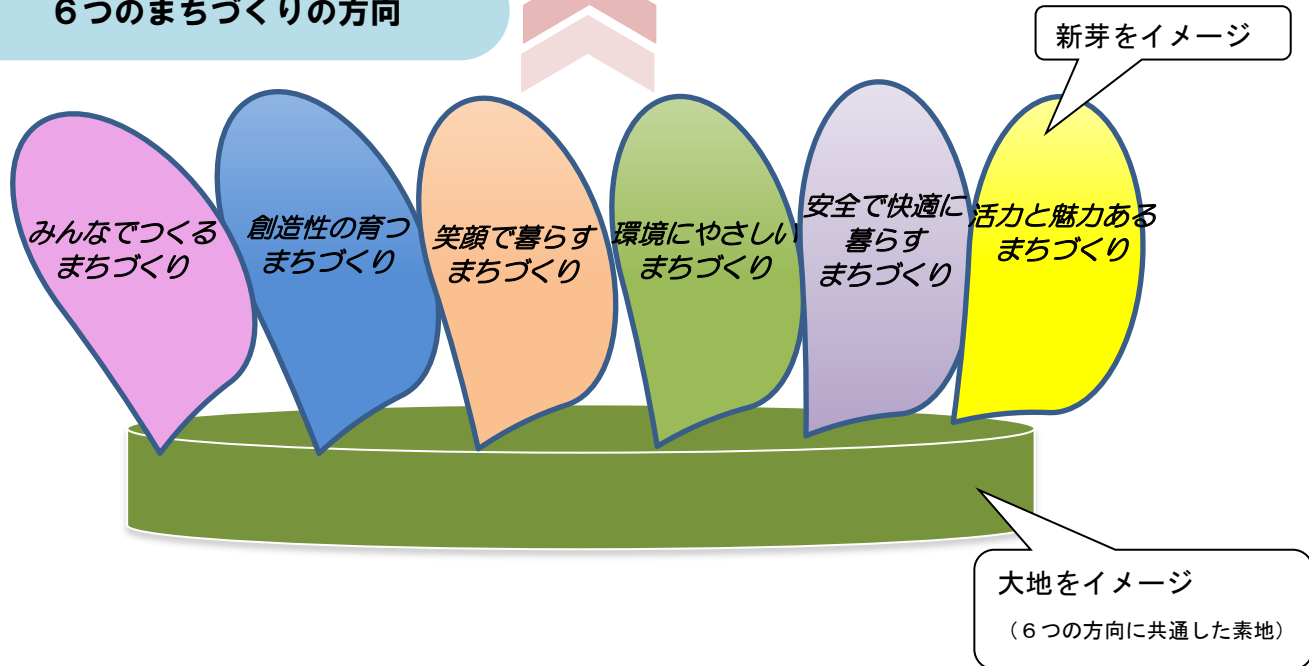
### わたしたちの望み〔基本理念〕

**やさしさとふれあいの西東京市に暮らし、まちを楽しむ**

### 理想のまち〔将来像〕



### 6つのまちづくりの方向





### 【みんなでつくるまちづくり】

人と人、人と地域のつながりとふれあいのある明るいまちづくりを進めるため、市民主体の活動や市民と市の協働によるまちづくりを進めます。

また、さまざまな市民が暮らすまちでは、市民一人ひとりの人権が尊重され、平和な生活をおくることは基本的な要件となります。人権が尊重され、平和を尊び、国籍・性別、障害の有無などによって差別されることのない平等な社会をめざします。

さらに、今まで以上に地域の視点を重視しつつ持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

### 【創造性の育つまちづくり】

次代を担う子どもたちがのびのびと育つためには、子どもの成長を見守るとともに、安心して子育てができる切れ目のない支援と環境づくりが必要です。

また、だれもが生涯にわたり学び、文化芸術にふれ、スポーツ・レクリエーション活動にいそしむことができるまちづくりを進めます。

### 【笑顔で暮らすまちづくり】

市民がいつまでも住みなれた地域で笑顔で暮らせるように、市民ニーズに応じた保健・福祉・医療のサービス向上を図るとともに、地域における見守りの体制を整え、地域やNPO・市民活動団体及び関係機関とも連携しながら、ともに支えあい助けあって、安心していきいきと健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

### 【環境にやさしいまちづくり】

やすらぎやうるおいをもたらす自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代に引き継いでいくことは、わたしたちの責任です。

市民と事業者、行政が協力しあい環境負荷の少ない循環型社会のしくみを整えて、良好な環境を保全するまちづくりを進めます。

### 【安全で快適に暮らすまちづくり】

わたしたちが安全に安心して暮らせる生活環境の整備はまちづくりに欠かせないものであり、毎日の生活の基盤になる生活インフラの整備と市民一人ひとりの防災や防犯意識の高揚が大切です。

市民が快適に暮らせるよう、住みやすい住環境や利便性の高い道路・交通網の整備を進めます。また、市民や地域が参加する防災・防犯対策を充実させ、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

### 【活力と魅力あるまちづくり】

地域経済の振興を図るため、市内の地域資源を活かしてまちの活力を向上させるとともに、広く市の魅力をアピールすることで人の交流を増やし、新たな産業の育成やにぎわいと活気のある魅力的なまちづくりを進めます。また、農業・商業・工業の連携や事業者間の連携を進めます。

### みんなでつくるまちづくり

み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために

み2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

み3 市民が満足し持続発展するまちであるために

### 創造性の育つまちづくり

創1 創造性豊かな子どもたちが育つために

創2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

### 笑顔で暮らすまちづくり

笑1 だれもが地域で安心して暮らすために

笑2 いつまでも健康で元気に暮らすために

### 環境にやさしいまちづくり

環1 みどりの保全と創出を進めるために

環2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

### 安全で快適に暮らすまちづくり

安1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

安2 安全なまちづくりと暮らしのために

### 活力と魅力あるまちづくり

活1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために

活2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

**み1** みんなが輝き活躍するまちを実現するために

本市に暮らし活動している人にとっても、今後本市に暮らし活動したいと考えている人にとっても、だれもが目標と生きがいを持ち、人との交流や地域内での活動などが自由にできるしくみが重要です。自由な活動と人との交流の機会は、多くの人の活躍する場を生み出し、みんなが輝くためのひとつのステップとなります。

本市では、市民参加条例、市民協働の基本方針や地域コミュニティ基本方針を作成し、市民と市との協働によるまちづくりを推進しており、市民協働の機会が広がっています。

また、市民のまちづくり意識の向上、地域コミュニティ強化の取組、ボランティア活動の推進、市民への必要な情報や機会の提供など、市民の行動や活動を促すためのサポートも大事です。一人ひとりの行動とそれをサポートする力は、人與人、人と地域をつなげ、人々が支えあうコミュニティとなり、「人も地域も活かし、活かされるまち」となり、「みんなが輝き活躍するまち」の実現につながります。

**み2** 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

わたしたちのまわりでは、さまざまな人がともに暮らし、働き、学び、支えあって、生活をしています。わたしたちは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分、障害の有無などによって差別されることなく、平等に扱われなくてはなりません。本市は、人権が尊重され、平和を尊ぶ社会づくりをめざします。

また、国際化の進展にともない、本市で暮らす外国人も増えています。これら外国籍市民が、地域における生活に不便を感じることをないように、生活支援や行政サービスの充実に努めます。

さらに、男女平等参画社会についての市民の理解を深めるとともに、男女平等推進センター機能の充実に努めます。

**み3** 市民が満足し持続発展するまちであるために

本市では、市民に開かれたまちをめざし、市の施策や市が行っている事業などをわかりやすく市民に知らせる広報や市政の情報公開に努めるとともに、市民の意見を聴くための広聴機能をいっそう充実させます。

また、市民との双方向の情報交流を進めるため、シンポジウムやワークショップ、市民説明会などを開催するとともに、多様な市民参加の方法を展開します。

市民への情報提供や市民が行う行政手続きにおいては、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの身近で簡便な手段が使えるように工夫するとともに、利用しやすい窓口サービスをめざします。

さらに、税収の伸び悩みや社会保障関係経費の増加など、市の財政状況はますます厳しさを増すと想定されます。地域経済の活性化を支援し、収入の確保・増加に努めるとともに、行財政改革の推進による行政の効率化の推進、行政評価の結果を踏まえた事業の重点化を行うなど、さまざまな取組により持続可能な行政運営に努めます。

**創1** 創造性豊かな子どもたちが育つために

少子化、核家族化が進む中、学校、家庭、地域における子ども同士のふれあいや子どもと地域住民、親とのふれあいが希薄になっているといわれています。また、学校におけるいじめや体罰、家庭における児童虐待などの社会問題も深刻です。

子どもたちが創造性豊かに育つには、学校などでの学びや遊びに加え、他世代の大人とのかわりや、地域社会とのつながりをもつことが大切です。

本市では、子どもたちがのびやかに暮らしていけるように、子どもの人権を尊重し、学校教育環境を向上させるとともに、いじめ・不登校・引きこもりなどに対して迅速かつ適切に対応していきます。

地域における子どもたちの活動の場では、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加することで子どもの育ちを支援する環境づくりを進めるとともに、活動の場の確保や他世代との交流の機会づくりを図ります。また、NPOや市民活動団体、関係機関などと連携し、共働き家庭や子育て世代を支援するためのサービスや保育園、学童クラブなどの環境整備、支援体制の強化を図ります。これから社会で活躍していく若者にも注目し、支援体制を構築します。

**創2** 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

あらゆる世代において、自分自身の能力の向上や心の豊かさを高めるために、学校教育以外の場での学習、文化芸術へのふれあい、スポーツ活動への参加などが求められています。

本市では、だれもが生涯を通して学習したり、芸術にふれたり、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動が行えるように、学習活動や公民館活動の支援、図書館サービスの高度化及び利用環境の向上、文化芸術活動の支援、文化財の保護、スポーツ環境の整備などに努めます。

また、市民の学習や活動の成果を地域に還元できるよう、発表などの機会を確保し、地域における市民の交流を進めます。

**笑1** だれもが地域で安心して暮らすために

高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。また、障害者世帯も増加しています。そのような中で、高齢者世帯や障害者をもつ家庭などへの対応が求められています。高齢者や障害者がいつまでも安心して住みなれた地域で笑顔で暮らすことができるよう、地域福祉の充実が求められています。

福祉サービスの形態やしくみに変化する中、利用者が主体的にサービスを選択できるように、福祉サービスの充実や基盤整備、介護予防の強化などが求められています。また、家族が孤立しないように、地域における見守りの体制を整えるとともに、市民の地域福祉への理解向上を図るための情報提供を行うことも重要です。

地域福祉の向上をめざし、家庭と民生委員や児童委員とのコミュニケーションの充実を図るとともに、社会福祉協議会（西東京ボランティア・市民活動センター）やNPO・市民活動団体、福祉事業者などの関係機関との連携を強化し、自立した生活のための相談、アドバイスなどのサポート体制を充実させ、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。

**笑2** いつまでも健康で元気に暮らすために

だれもが健康で生きがいをもって暮らし、人と交流し、自ら活躍できるしくみや環境が整った地域の実現が求められています。

高齢者や障害者及び生活困窮者が生きがいをもって暮らし、地域コミュニティの一員として地域活動や就労ができるよう、さまざまな支援の充実を図るとともに、地域において支えるしくみの構築をめざします。

また、市民が元気に暮らすためには市民の健康づくりが不可欠です。健康で自立した生活がおくることができるよう、市民の健康づくりをサポートするとともに、高度医療や救急医療などにも対応した地域の保健医療福祉体制の構築をめざし、関係機関との広域的な連携を図ります。

**環 1** みどりの保全と創出を進めるために

まちのみどりはわたしたちにやすらぎやうるおいをもたらすとともに、そこには、さまざまな生物が生息しています。

本市は、都心に近いながらも比較的みどりに恵まれています。しかし、都市開発などにより、まちのみどりが失われていくことが懸念されており、本市の貴重な財産であるまちのみどりを保全し、魅力あるまちづくりを進めていくことが、重要な課題となっています。

市民が参加するみどりを保全するしくみを整えながら、公園や残された数少ない緑地や水辺などを整備します。また、街路や公共施設の緑化の推進、公園などの整備により、みどりの空間を創出します。

みどりの保全にあたっては、日常の生活の中で自然や生物とふれあえるよう、人と自然環境の共生をめざします。

**環 2** 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、ごみ対策などの身近な環境問題や、地球温暖化などの地球規模での環境問題は、人々の生活や事業者の経済活動から生じる環境負荷に起因します。地域や地球規模で環境を保全するためには、市民のライフスタイルや事業者の経済活動を見直し、社会全体で環境負荷の削減に取り組むことが必要です。

本市は、市民や事業者の環境意識を高めて環境に配慮した行動を促進します。また、地球温暖化問題を引き起こす温室効果ガスの排出量を削減するため、省資源・省エネルギーや、温室効果ガスの排出量が少ない再生可能エネルギーの導入を推進します。さらに、大気や水質などの地域の環境を保全するほか、ごみの発生抑制・再使用・再生使用を促進し、資源の効率的な利用による循環型社会の構築に取り組みます。

**安1** 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

市民意識調査では、多くの市民が本市は住み心地がよいと考えており、今後も住みよい住環境を確保していくことが必要です。市民が地域に愛着や誇りをもてるよう、市民と事業者、行政が連携して、地域の特徴を活かした理念や計画に基づきまちづくりを進めていきます。

市民意識調査では、安全で歩きやすい道路環境の整備を重要と考える市民が多くなっています。生活道路と幹線道路を計画的に整備し、歩行者と自転車、自動車が共存できる道路環境の整備をめざします。また、多くの市民に親しまれているコミュニティバス「はなバス」は、引き続き効率的に運営しながら、利便性の向上に取り組みます。さらに、多くの人が集まる駅周辺は、安全で快適な都市整備を進めるとともに、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりの取組を検討します。

**安2** 安全なまちづくりと暮らしのために

東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっています。行政による公助だけではなく、市民自らによる自助や地域による共助に基づき、防災意識を高めながら、防災基盤整備、防災訓練や災害時における対応の検討などの防災対策を進めます。

また、地球温暖化や異常気象の影響から、都市における豪雨や台風に起因する都市型水害も懸念されます。このような都市型水害への対策として、溢水（いっすい）地域の整備に引き続き取り組みます。

防犯や交通安全の面では、市民、地域、学校、警察、行政が一体となって、地域の絆づくりや助けあい意識を育み、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。



活1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために

景気の低迷や経済のグローバル化の進展などにより、産業構造が変化する中、本市においては農地面積の減少、大規模工場の移転や規模の縮小、近隣地域への大型小売店舗の進出といった動きがあります。

このような状況を踏まえ、農業では、農業経営の促進や生産性の向上、農地の保全への取組のほか、都市と農業が共生するまちづくりの推進などが求められます。工業では、独自技術を活かした事業展開の強化や事業者間の連携が求められます。商業では、地域の特色を活かした商店街づくりや商店に対する経営指導などが求められます。

このため、既存産業の新たな発展への支援、時代に対応した新産業が展開しやすい環境づくり、次世代農工商業者の育成や支援、産学公の連携などを推進し、地域経済の活力の創出を図っていきます。これらの取組により、新たな雇用の創出や労働環境の向上をめざします。

活2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

本市には、自然や歴史・文化といった豊かな地域資源がありますが、その魅力を市内外に十分に広報する必要があります。

市内にある魅力的な資源を見直して、歴史、文化、観光などの地域資源を活用してブランド化し、市内外の人々が集う魅力的なまちになるための施策を積極的に推進していきます。

また、このような地域の魅力を市内外に積極的に情報発信するために、ソーシャルメディアなどの新たな情報通信技術を活用した情報発信の取組を進めます。



## 基本計画総論（案）

平成 25 年 4 月 20 日

## 1. 計画の位置づけ

この計画は、西東京市第 2 次基本構想で示した基本理念と将来像を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、施策推進のための視点を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度 3 ヶ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけをもって計画された事業を実行していきます。

## 2. 計画の期間

計画期間は平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。

なお、平成 31（2019）年度からの後期 5 年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととします。

### 3. 計画の指標

#### (1) 人口の推移

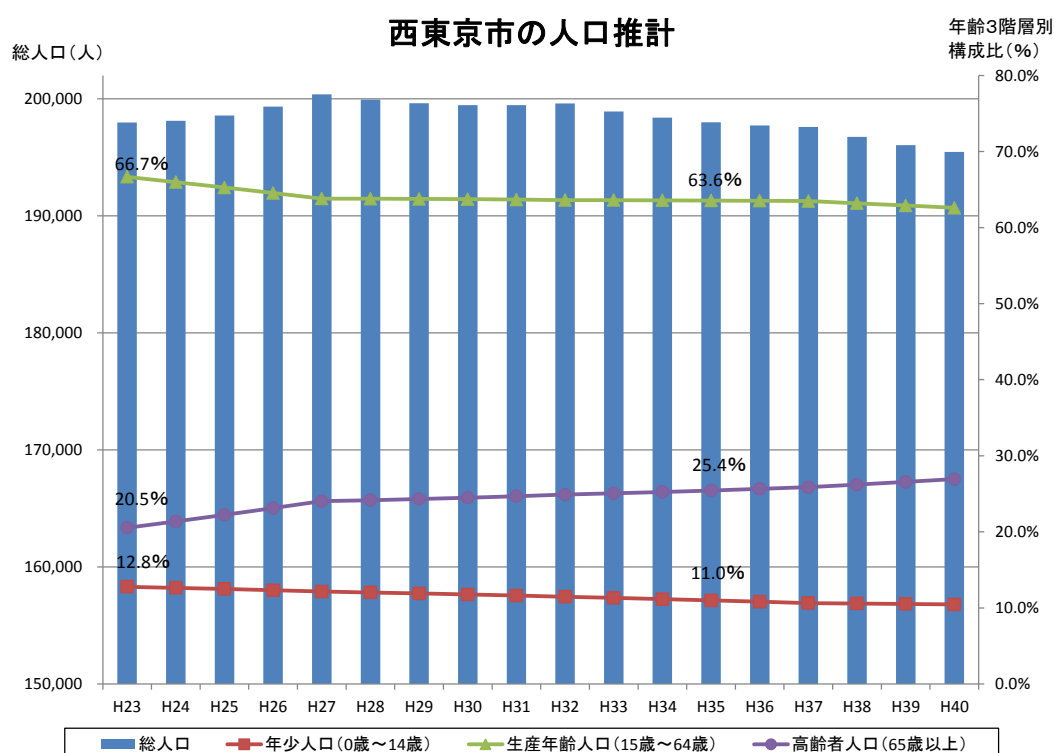
平成 40（2028）年までの本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告書」（平成 23 年 12 月）で推計しています。この推計調査は、コーホート要因法<sup>(注)</sup>を用い、今後大規模住宅開発の減少が考えられることから、転入の鈍化による人口増加ペースの変化を考慮して、中位推計を採用しています。

調査報告書によれば、本市の人口は平成 27（2015）年までは微増傾向が続き、平成 27（2015）年に約 200,000 人となった後に減少に転じ、この計画の目標年度（平成 35（2023）年度）における人口は、およそ 198,000 人になると想定されます。

年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、高齢人口）ごとの傾向をみると、年少人口（0 歳～14 歳）は微減の傾向にあり、平成 23（2011）年の総人口比 12.8%が平成 35（2023）年には 11.0%となる見込みです。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 23（2011）年の総人口比 66.7%が平成 27 年（2015）年までは微減傾向にありますが、その後は横ばいとなり、平成 35（2023）年には総人口比 63.6%となる見込みです。

一方、高齢人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 23（2011）年の総人口比 20.5%が平成 35（2023）年には 25.4%となる見込みです。



資料：人口推計調査報告書（平成 23 年 12 月）

注：コーホートとは、同じ時期に出生した集団のことであり、コーホート要因法とはその集団の変化を自然動態と社会動態に分けて人口を推計する方法。

## (2) 財政フレーム

本市では、新市建設計画事業の終了により普通建設事業費が大幅に減少する一方で、扶助費や公債費などが増加傾向にあります。経常収支比率は、平成19（2007）年度から90%を超えて推移しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

基本計画期間中（平成 26（2014）年度～35（2023）年度）の財政計画は、社会・経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

### ①歳入

#### (ア) 市税

市税とは、個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税など、皆様から納めていただいた税金です。

#### (イ) 地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

#### (ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。

#### (エ) 市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

### ②歳出

#### (ア) 人件費

#### (イ) 物件費・扶助費・補助費等

物件費とは、賃金、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費等とは、さまざまな団体などへの負担金や補助金などです。

#### (ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。

(3) 財政見通し

基本計画期間中（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）の財政見通しは次のとおりです。



## 4. 今後のまちづくりに関する意見

基本計画の策定にあたり、「市民意識調査」を実施し、本市のまちづくり全般についての市民の考えや意見を把握しました。また、「シンポジウム」、「市民ワークショップ」、「子どもワークショップ・高校生ヒアリング」、「企業・団体ヒアリング」などの市民参加による意見集約を行い、今後のまちづくりに関する市民の意向を直接把握しました。

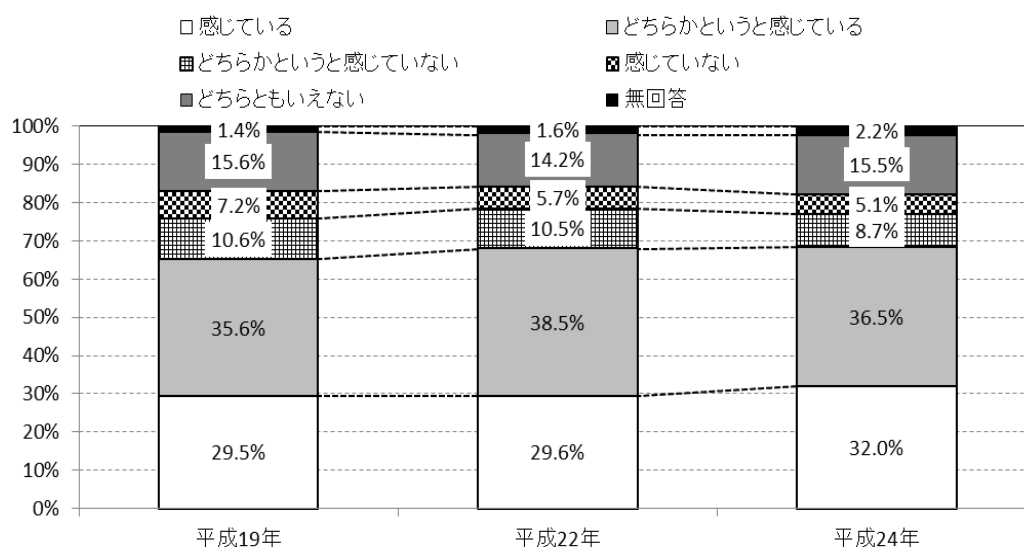
### (1) 市民意識調査

本調査は、西東京市住民基本台帳に登録された 18 歳以上の男女の中から人口構成比を配慮した上で 5,000 人を無作為抽出し、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施しました。回収数は 2,414 票（回収率 48.3%）、有効回答数は 2,408 票（有効回収率 48.2%）となっています。以下、西東京市市民意識調査報告書（平成 24 年 9 月）より、代表的な項目についての結果を紹介します。

#### ① 西東京市への愛着度

西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると 68.5%であり、平成 19 年調査時の 65.1%から 3.4 ポイント増加しています。

一方、西東京市に愛着を「感じていない」と「どちらかというと感じていない」を合わせると 13.8%であり、平成 19 年調査時の 17.8%から 4 ポイント減少しており、西東京市に愛着を感じている市民が増えていることがわかります。



#### ② 日頃の生活の中での住み心地

身近な生活環境の住み心地では、「やや満足している」が最も多く 47.5%、続いて「やや不満である」が 17.1%となっている。「満足している」（16.9%）、「やや満足している」（47.5%）を合わせると 64.4%となっている。

西東京市への愛着度別にみると、愛着度が高いほど、「満足している」「やや満足している」が多くなっており、愛着を「感じている」では、「満足している」が 32.0%、「やや満足している」が 47.7%で、合わせて 79.7%となっている一方、愛着を「感じていない」では「満足している」が 5.7%、「やや満足している」が 19.5%で、合わせて 25.2%となっており、愛着度別では最も少なくなっている。

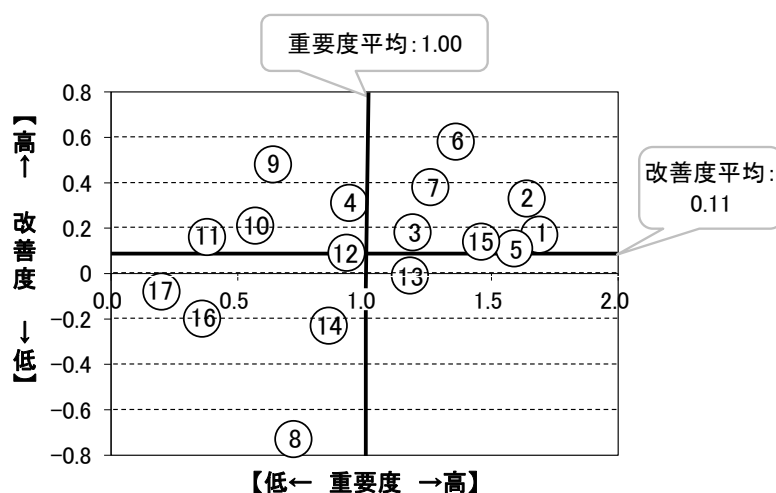
③ 身近な生活環境の評価・重要度

身近な生活環境として設定した 17 項目について、10 年前と比較した現在の状況（「改善度」）と今後の生活にとって重要なこと（「重要度」）を調査し、回答に加重（+2 点から-2 点までのポイント）を与え、この合計を回答者数で割って求めた平均ポイントを算出し、まとめました。

項 目	改善度		重要度	
	平均	順位	平均	順位
① 防犯・防災などの生活安全対策	0.17	8	1.69	1
② 保健・医療サービスの受けやすさ	0.33	4	1.64	2
③ 緑や水辺などの自然環境	0.18	7	1.19	7
④ 街並み・景観	0.31	5	0.94	9
⑤ 安全で歩きやすい道路環境	0.11	11	1.59	3
⑥ 鉄道・バスなどの公共交通の利便性	0.58	1	1.36	5
⑦ 買い物の利便性	0.38	3	1.26	6
⑧ 地元の商店街	-0.73	17	0.72	12
⑨ 電話・インターネットなどの通信環境	0.48	2	0.64	13
⑩ 芸術や文化にふれる機会、学習する環境	0.21	6	0.57	14
⑪ スポーツに参加する機会、楽しむ環境	0.16	9	0.38	15
⑫ 育児相談・保育園などの育児サポート環境	0.09	12	0.93	10
⑬ 子どもの教育環境	-0.01	13	1.18	8
⑭ 就労時間・就労内容などの働く環境	-0.23	16	0.86	11
⑮ 誰もが安心して暮らすための福祉環境	0.14	10	1.46	4
⑯ 町内会などの自治組織の活動	-0.2	15	0.36	16
⑰ 夏祭りなどの地域の行事・イベント	-0.08	14	0.20	17

<分析結果>

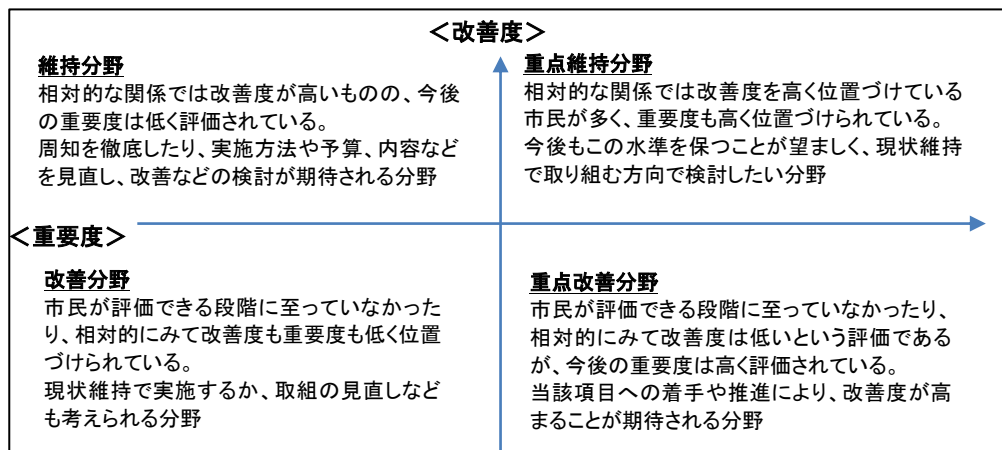
「改善度」を縦軸（Y 軸）に、「重要度」を横軸（X 軸）にして、すべての設問項目の平均ポイントを元に CS（Customer Satisfaction = 顧客満足）分析の座標軸を求めると、改善度=0.11、重要度=1.00 となり、各項目の平均ポイントをプロットすると次の図となります。





CS 分析の座標軸を元にして各項目間の相対的な関係を次の図のように 4 つの方向性（ゾーン）で整理します。

<4つの方向性(ゾーン)の考え方>



「重点改善分野」には、「子どもの教育環境」が分類され、「重点維持分野」には「防犯・防災など生活安全対策」「医療サービスの受けやすさ」「安全で歩きやすい道路環境」「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」などが分類されています。

また、「改善分野」には、「地元の商店街」「町内会などの自治組織の活動」「夏祭りなどの地域の行事・イベント」などが分類され、「維持分野」には、「電話・インターネットなどの通信環境」「芸術や文化にふれる機会、学習する環境」「スポーツに参加する機会、楽しむ機会」などが分類されています。

<p><b>維持分野</b> 4: 街並み・景観 9: 電話・インターネットなどの通信環境 10: 芸術や文化にふれる機会、学習する環境 11: スポーツに参加する機会、楽しむ機会</p>	<p><b>重点維持分野</b> 1: 防犯・防災などの生活安全対策 2: 医療サービスの受けやすさ 3: 緑や水辺などの自然環境 5: 安全で歩きやすい道路環境 6: 鉄道・バスなどの公共交通の利便性 7: 買い物の利便性 15: だれもが安心して暮らすための福祉環境</p>
<p><b>改善分野</b> 8: 地元の商店街 12: 育児相談・保育園などの育児サポート環境 14: 就労時間、就労内容などの働く環境 16: 町内会などの自治組織の活動 17: 夏祭りなどの地域の行事・イベント</p>	<p><b>重点改善分野</b> 13: 子どもの教育環境</p>

## (2) シンポジウム・ワークショップなど

各種の市民参加の取組を通して、数多くの市民の方からご意見をいただきました。

### ① シンポジウム

西東京市住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮して無作為抽出した 3,000 人に案内状及びアンケート用紙を郵送する新たな取組を実施しました。

「まちづくりシンポジウム」では、有識者による講演や市民団体などによる取組の発表、意見交換などを行いました。

### ② 市民ワークショップ

市内在住、在勤、在学、又は市内で活動されている方を対象として、今後のまちづくりについて意見交換を行う「まちづくり市民ワークショップ」を実施しました。

### ③ 子どもワークショップ・高校生ヒアリング

市内の小学生・中学生を対象として、今後のまちづくりについて意見交換を行う「子どもワークショップ」を実施しました。

また、市内在学の高校生を対象として、理想のまちについて意見を伺う「高校生ヒアリング」を実施しました。

### ④ 企業・団体ヒアリング

本市で活動している企業・団体を対象として、市の現状や今後のまちづくりについての意見を伺う「企業・団体ヒアリング」を実施しました。

■市民参加の取組から得られた主な意見について、まちづくりの方向別にまとめました。(下表)

※「主な意見」以外のご意見については、巻末資料に掲載しています。

まちづくりの方向	取 組		主な意見
みんなでつくる まちづくり	シンポジウム		・各分野で魅力的なビジョンをもって活動している個人・団体が多い。 今後はそれらの活動をつなぎ、コーディネートする必要がある。
	ワー クシ ョウ プ	市 民	・各施策に関する市民への説明機会を増やす必要がある。 ・地域コミュニティの育成には本腰を入れてリーダーの育成（例えばリーダー育成講座開催など）をする必要がある。
		子 ども	・苦労や工夫を重ねてがんばる人が住んでいることは素晴らしい。
	高校生ヒアリング		・あいさつや近隣の人とのつながりがあるまち。
	企業・団体 ヒアリング		・住んでよかったと思えるまちになる必要がある。 ・東大農場を活用し外部から人が来なくなる仕掛けづくりが必要である。
創造性の育つ まちづくり	シンポジウム		・子どもたちが大人になってもこのまちで暮らしたい、自分の手でこのまちをつくりたいと思えるまちにする必要がある。
	ワー クシ ョウ プ	市 民	・地域の中での子どもの居場所をつくる必要がある。 ・学童クラブや児童館の子どもを見守るスタッフの体制充実を図る必要がある。
		子 ども	・子どもが遊ぶ場所がないと、ストレスもたまるし、運動をしないと丈夫な体はつukれない。遊ぶ場所も必要である。

まちづくりの方向	取 組		主な意見
創造性の育つ まちづくり (続き)	高校生ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事を通じて地域の人と交流ができ、僕たちができる仕事がたくさんあるまち。</li> </ul>
	企業・団体 ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを社会全体で担うビジョンの設定が必要である。</li> <li>・「もう一人育てよう」と思えるサービス提供が必要である。</li> </ul>
笑顔で暮らす まちづくり	シンポジウム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高齢化社会に 대응する公設の高齢者施設（例えば福祉会館など）に改善する必要がある。</li> </ul>
	ワー ク シ ョ ッ プ	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が地域で安心して暮らせる住まい・施設の充実を図る必要がある。</li> <li>・地域における高齢者の自立や支えあい意識の向上が必要。</li> </ul>
		子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人も仕事ができ、農業をする人たちもたくさんいて、いつもきれいな野菜を食べることができるまち。</li> </ul>
	高校生ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが安心して暮らせるまち。</li> </ul>
	企業・団体 ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層の暮らしやすい魅力あるまちと高齢者にやさしいまちづくりが必要である。</li> <li>・いつまでも地域で暮らし続けるためのしくみづくりが必要。</li> </ul>
環境にやさしい まちづくり	シンポジウム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちのみどりが減り、屋敷林も減る中で、みどりを増やす前に、今生きている木を何十年、何百年守っていく必要がある。</li> </ul>
	ワー ク シ ョ ッ プ	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が宅地のみどりを増やすなど、民地のみどりを増やす取組が必要である。</li> <li>・みどりに配慮した開発を行うなど、開発とみどりの保全のバランスをとる必要がある。</li> </ul>
		子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりが豊かで、人々との交流が盛んで、にぎやかなまち。</li> </ul>
	高校生ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどり豊かでエコな暮らしができるまち／静かな環境のまち。</li> </ul>
	企業・団体 ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と農家・農地・農業が共存できるまちにする必要がある。</li> <li>・NPO活動の情報発信に、市報・掲示板などを活用する必要がある。</li> </ul>
安全で快適に 暮らす まちづくり	シンポジウム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大震災に備えて、生き残れるまちを全体的な視点でつくる必要がある。</li> </ul>
	シ ョ ッ ク ワー ク	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災を意識したコミュニティづくりを進める必要がある。</li> <li>・災害時の避難場所・避難方法の情報共有を徹底する必要がある。</li> </ul>
		子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通が便利でみどりの多いまちにしてほしい。</li> </ul>
	高校生ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強く、避難しやすい安全なまち。</li> </ul>
	企業・団体 ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー層が定住しやすい環境づくりが必要である。</li> <li>・有事の際の帰宅困難者への対応などの自治体連携が必要である。</li> </ul>
活力と魅力ある まちづくり	シンポジウム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前市街地・商店街の活性化が必要である。</li> </ul>
	シ ョ ッ ク ワー ク	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農業の将来性を認識する必要がある。</li> <li>・農作物の流通の活性化（商店街との連携）が必要である。</li> </ul>
		子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街はいろいろな人ともかかわることができるので、続けてほしい。</li> </ul>
	高校生ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくりの灯を守りながら、製品を通して地域の人に喜んでもらえるまち。</li> </ul>
	企業・団体 ヒアリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活かした地元商店街の活性化や高齢者に対応した商店街づくりが必要である。</li> <li>・地域商店街のためのアドバイザーが必要である。</li> </ul>

## 5. 計画を推進するために

基本計画では、次の5つの点を計画推進のための要点ととらえ、施策、事業を進めていきます。

### ■ みんなでつくるまちづくりの推進

個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、多くの人々がまちをよくしていくために一歩前に踏み出し、みんなでまちをつくる行動をおこし、市民同士や市民と市が協働してまちづくりを推進していくことが必要と考えます。

市民がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、平成 20（2008）年 3 月に策定された市民活動団体との協働の基本方針に基づき、市民の意向を反映させながら、市民同士や市民と市が協働して事業を推進する市民協働を進めます。

また、みんなでまちづくりを推進させるため、市民からいただいた意見（前項「4. 今後のまちづくりに関する意見」）も踏まえ、各分野において「市民との協働で進めること」として掲げ、本計画を推進します。

### ■ 助けあい・支えあいのまちづくり

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響や首都直下型地震の発生の可能性などから、災害時における地域コミュニティの重要性や災害に備える地域コミュニティ活動の必要性が再認識されています。

また、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどの課題に対しても、自助・共助・相互扶助や公助との連携が課題解決につながります。

その一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりは希薄化して、自治会・町内会などの地域活動に参加しない市民も増えており、活動が活発ではない自治会・町内会も存在します。

安全・安心で住みやすいまちづくりを推進するために、平成 25（2013）年 3 月に策定された西東京市地域コミュニティ基本方針に基づき、地域コミュニティにかかわる組織の各々の活動を充実させるとともに、組織や団体同士の連携を強化する取組を進めていきます。

### ■ 選択と集中による施策の重点化

市政の運営にあたって、限られた行政資源（予算・人員）の制約の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」により、優先度の高い施策を重点的に行うことが必要です。

重点化が必要な施策の選択は、市民意識調査や行政評価に基づくこととし、その実施にあたって必要な体制の整備や予算措置を図るなど、行政資源（予算・人員）の集中化を図ることとします。

## ■ 健全な財政運営

財政基盤の縮小や質と量の両面での行政需要の拡大、きめ細やかな行政サービス提供のしくみの構築の必要性を背景として、平成 22 (2010) 年 3 月に「地域経営戦略プラン 2010—第 3 次行財政改革大綱—」が策定されています。その中で、「市の現状を見据えた自治体経営の適正化」「歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化」「効果的なサービス提供のしくみづくり」の 3 つの観点が行財政改革の主な方向性として示されています。

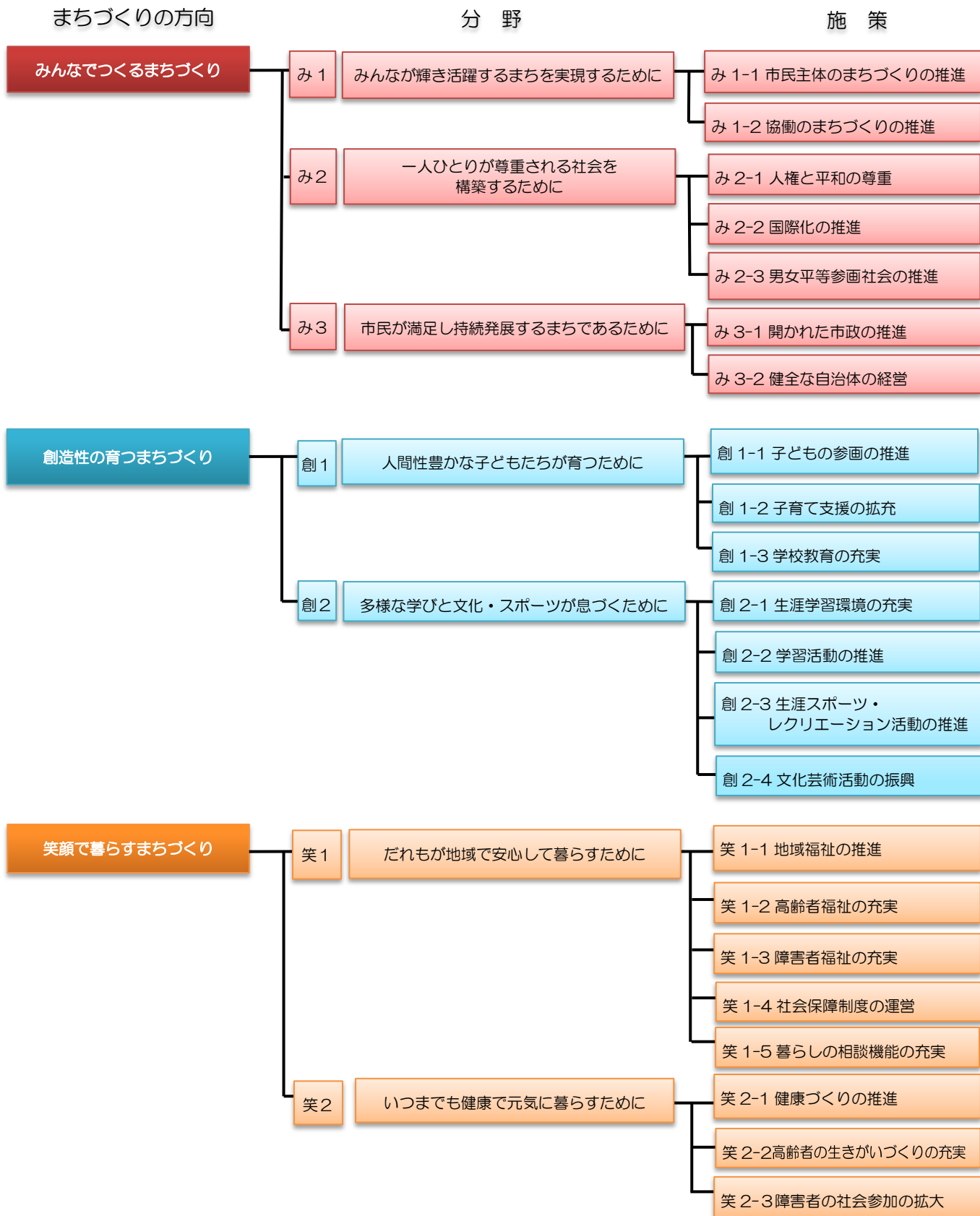
自治体経営の適正化については、施策優先度を判断して必要性の低くなった事業の縮小・統廃合を進めるためのしくみの強化などを図ります。また、歳出・歳入の両面にわたる効率化については、経済状況を踏まえた選択と集中による歳出抑制に努めるとともに、市内の地域経済力の活性化による歳入確保を図ります。さらに、効果的なサービス提供のしくみづくりについては、民間部門の力の活用の推進や市民と行政との情報交換の充実、新たな課題に対応できる体制の整備、職員の能力向上、他団体との協力関係の強化など、これまでの取組をさらに進めていきます。

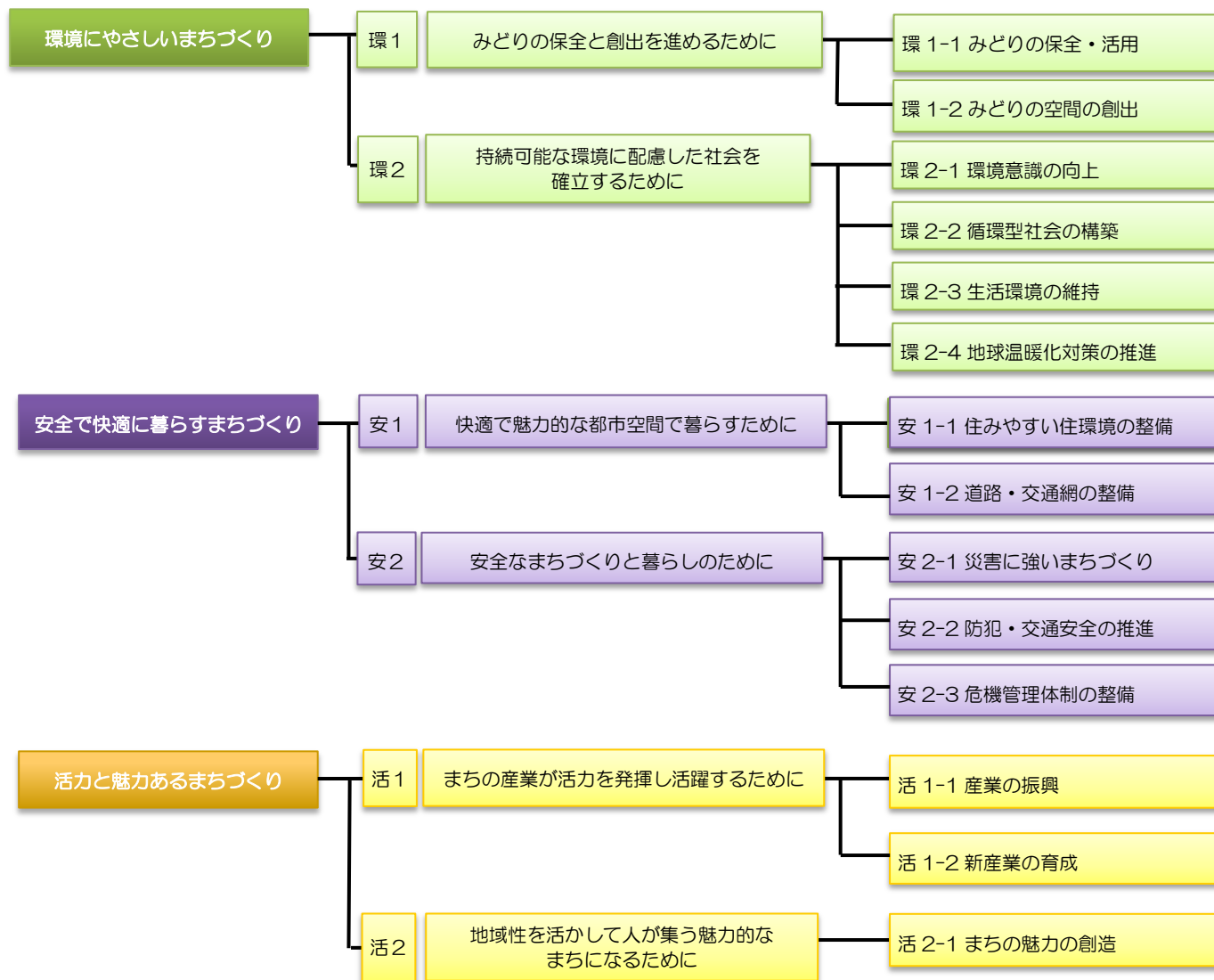
## ■ 公共施設の適正配置と施設マネジメントの推進

公共施設の適正配置については、平成 23 (2011) 年 3 月に「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、取組を推進しています。その中で、「計画保全」「量的適正化」「質的適正化」「維持管理コスト適正化」の 4 点が重要です。

計画保全については、近い将来に建替えを行う施設、改修をして延命化を図るべき施設、廃止も含めて検討する施設を可能な限り早い時期に選別して保全を行います。量的適正化については、統廃合や複合化による施設の集約化や余剰施設・用地についての売却などによる保有する土地・建物量の総量抑制を図ります。また、質的適正化については、地域における施設需要に即した施設配置に変えていきます。さらに、維持管理コスト適正化については、施設の複合化・集約化による施設維持管理費の圧縮、ライフサイクル・コスト・マネジメントの考え方による初期経費とランニングコストとの合計額の圧縮、ストック・マネジメントの考え方による各施設の性能水準や目標使用年数を設定した上での保全計画の策定や改修工法の最適化などを進めていきます。

## 6. 計画体系図





## 7. 計画の読み方

(ここでは、基本計画の読み方を示します。)